文

原判決を取消す。

本件につき広島地方裁判所が昭和二七年六月一六日なした仮処分決定は これを取消す。

被控訴人の申請はこれを棄却する。

訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とする。 この判決は第一、二項に限り仮に執行することができる。

控訴代理人は主文第一乃至第四項と同旨の判決を求め、被控訴代理人は「本件控 訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。」との判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述は被控訴代理人において、 「被控訴人が訴外Aから賃 借した土地の賃借期間は三年の定めであつたが、借地法の規定により三十年の存続 期間が認められる。仮りにそうでないとしても被控訴人は賃借期間の三年経過後も 右訴外人に対し地代左支払つておるので賃貸借契約は存続しておる。」と述べ、控 訴代理人において「被控訴人主張事実のうち被控訴人がその主張の日訴外Aから同 人所有の広島市 a 町 b 番地の c 宅地四十七坪を建物所有の目的で期間は三年の定めで賃貸して、該地上に家屋を所有していたこと及び右宅地が特別都市計劃法に基く 区劃整理によつて換地せられたことはこれを認めるが、被控訴人が右換地に引続き 借地権を有することはこれを否認する。控訴人は被控訴人の前記借地権は約定の賃 借期間三年の経過により消滅したものと信じて本件土地を買受けたものである。 約解除による借地権消滅の抗弁はこれを撤回する。昭和二七年六月五日午前六時頃 被控訴人が控訴人に対し今から土地代金を工面するからと申向けたこと及び同日午 前十時頃訴外Bが控訴人に対し、被控訴人宅へ右代金を受取りに行つてくれ、というた事実はあるが同人等がその際代金十三万円を持参して控訴人に提供したことは ない。」と述べたほか、原判決の事実摘示も同一であるから、ここにこれを引用す る。

被控訴代理人は疏明として甲第一乃至第六号証を提出し、原審における証人Cの 証言を援用し、乙第一号証の一第二号証の一、二、第一〇号証は不知、その余の乙 号各証の成立を認める、と述べた。

控訴代理人は疏明として乙第一、二号証の各一、二、第三(第五号証、第六号証の一、二、三、第七、八号証、第九号正の一、 、第三(第四号証は欠号) 二、第一〇乃至第 ーニ号証を提出し、当審証人B、Dの各証言及び原審における控訴本人尋問の結果 を援用した。

被控訴人が昭和二四年三月一七日訴外Aから同人所有の広島市a町b番地のc宅 地四十七坪を建物所有の目的で期間は三年の定めで賃借して、該地上に建物を所有 していたこと、右宅地が特別都市計劃法に基く、区劃整理によつて所在地表示三 八符合第三八の一番宅地三五坪一合四勺に換地せられたこと、昭和二七年三月四日 控訴人がAから右換地を買いうけてこれが所有権を取得したことはいずれも当事者間に争のないところである。そして控訴人が右換地を買いうける前に前記建物につ き被控訴人名義の所有権取得登記のなされたことは控訴人の明らかに争わないとこ ろであるから、これを自白したものとみなす。そうすると、被控訴人は右換地予定 Iつき特別都市計劃法第一四条により使用権をえて建物保護に関する法律第一条 によりこれを控訴人に対抗できるものといわなければならない。

よつて控訴人主張の借地権消滅の抗弁につき判断するに、昭和二七年四月二三日 当事者双方と訴外Aとの三者間で、被控訴人から前記換地を代金十三万円で買受 け、代金は同年五月三一日までに支払うこと、右代金を期限までに支払わないとき は契約は無効とし、被控訴人は右宅地の借地権を放棄して控訴人及び右訴外人に対 し借地権を主張しないことの定めで和解契約が成立し、その後当事者合意の上右代 金支払の期限を同年六月四日まで延期されたところ、同日までに代金の支払がなさ れなかつたことは当事者に争がない。

被控訴人は代金支払期日の翌日である同年六月五日午前六時に代金十三万円を控訴人方に持参して提供したのに拘らず控訴人はこれが受領を拒絶したのであつて、 右は信義誠実に反し且つ権利の濫用であるから、前記契約に定めた借地権放棄の特 約の効果は発生しない、と主張するのでこの点につき判断するに、成立に争のない 甲第九号証の一、二第一二号証に当審証人B、D及び原審における控訴人の各供述 を綜合して考〈要旨〉えると、次の事実を疏明することができる。すなわち、控訴人 は本件土地に被控訴人の借地権があるとは知ら〈/要旨〉ないでこれをAから買受け、

その地上に建物を新築するため地均らしをして本組にとりかかつたところ被控訴人が借地権を主張して対してなるを相手がという。 を主張して控訴人及びAを相手がなられたためが所に建築が続いるという。 を中請し、申請どおりの仮処分決定で当事者はの法定代理人を主がのあったのなり、 大ので当事者はいては、で売波には、 大の大の大の大の大きなので当事人は、で売波には、 大の大の大の大きなので、 大の大の大の大きなので、 大の大の大きないでは、 大の大きないでがして、 大の大きないでがして、 大の大きないでは、 大きないでは、 大きないが、 大きないが、

以上疏明せられた事実関係に徴すれば、控訴人の弁済期後の弁済の提供を受領しなかつたことは何等信義に反するものでもなく、又権利の濫用にもならないものというべく、被控訴人は前記特約に基き控訴人に対し本件土地の上に借地権を主張することはできなくなつたものと一応認められる。

ることはできなくなつたものと一応認められる。 そうすると、本件土地につき借地権を有することを前提とする被控訴人の本件仮 処分決定の申請は被保金権利の疏明を欠くものとして棄却せらるべきであるのに、 これを許容した原判決は取消を免れない。

よつて民事訴訟法第三八六条、第一九六条、第九六条、第八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長判事 植山日二 判事 佐伯欽治 判事 宮田信夫)